

令和5年度

家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務

仕様書

札幌市
環境局

令和5年度家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務 仕様書

第1節 総則

1 業務名称

令和5年度家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務

2 業務の目的

本業務は、札幌市内から発生する家庭系一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）及び事業系一般廃棄物（以下「事業ごみ」という。）について、ごみ種類別などの組成を調査し、今後の減量施策、市民及び事業者への普及啓発のための基礎資料とする目的とする。

3 調査場所

札幌市白石区東米里 2170-1

札幌市白石清掃工場 投入ステージ内

※発注者の指示により、調査場所を変更する場合がある。

4 業務内容

家庭ごみ及び事業ごみの種類別組成調査

5 調査時期及び履行期間

(1) 調査時期（3回）

第1回 令和5年7月初旬から7月下旬頃の9～10日間

第2回 令和5年10月中旬から11月中旬頃の9～10日間

第3回 令和6年1月中旬から2月初旬頃の8～9日間

※ 作業日程の詳細は、別途指示する。

※ 収集スケジュール及び清掃工場の運転状況等により、調査時期は前後する場合がある。

※ 発注者の指示により、調査時期や調査日数の合計が変更となる場合がある。

(2) 履行期間

契約締結日より令和6年3月14日まで

第2節 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市（以下「発注者」という。）が実施する家庭及び事業ごみ組成調査に関する委託業務に適用する。

受託者（以下「受注者」という。）は、本仕様書及び特記仕様書に定めのないものについても、本業務の遂行上必要と思われるものについては発注者受注者協議の上、これを行うものとする。

2 業務管理

- (1) 受注者は、履行期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画をたて、発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、過去10年以内に国又は地方自治体等（札幌市を含む。）が発注した一般廃棄物の組成調査の実務経験がある主任技術者を配置するものとする。
- (3) 主任技術者は、札幌市のごみ分けルールを十分に理解・把握していること。
- (4) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (5) 協議打合せ事項等は、議事録を作成し発注者に提出するものとする。
- (6) 発注者が特記仕様書第1節1(5)で指定した調査時間内に調査を完了するよう、十分な資材、十分な人員を確保するとともに作業員等に十分な教育を行い、作業内容の周知徹底を図ること。
- (7) 調査や打合せ等には原則主任技術者が参加すること。やむを得ない事情で同席できない場合は、事前に発注者の許可を得ること。

3 法令等の準拠

本業務の実施にあたり該当するものについては、下記の関係通知に準じた調査とする。

- (1) 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」 旧厚生省通知 環整第95号 昭和52年11月4日（一部改正 衛環第22号 平成2年2月1日）

4 秘密の保持

- (1) 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) 別紙5「個人情報取扱安全管理基準」を遵守し、また、個人情報保護のため、別紙6「個人情報取扱安全基準適合申出書」を提出し、その内容について、原則業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。

5 提出書類

受注者は、業務の着手、履行及び完了にあたって、下記の書類を作成し、本市業務主任に提出しなければならない。この他に、契約約款で定める書類を提出すること。

表 5-1 提出書類

名称	規格・内容	提出期限	部数
業務着手届		着手後速やかに	2
業務責任者等指定通知書		着手後速やかに	2
業務計画書	別紙1「業務計画書について」で示すとおり。	契約締結後原則7日以内	2
業務協議簿		協議後原則3日以内	協議ごと
作業報告書	様式1のとおり	・原則各調査日の翌開庁日 (電子メールで提出)	1
成果品	「特記仕様書」及び別紙2「報告書」で示すとおり。		

※提出書類は原則文書作成ソフトウェアで作成するものとする。ただし、別に指示がある場合は指示に従うこと。

6 資料の貸与

発注者は、業務に必要な資料を所定の手続きにより貸与するものとする。受注者は、業務終了後速やかに貸与された資料を発注者に返還するものとする。

7 留意事項

受注者は、調査方法や結果の取りまとめ等に際し、不明な点が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い指示に従うこと。

8 環境への配慮について

受注者は、本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

9 疑義等の決定

本仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又は本仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

【様式 1】

作業報告書

令和 年 月 日 (曜日)

令和 年度家庭系・事業系一般廃棄物組成調査について、下記のとおり報告します。

業者名				
主任技術者（代理人）		作業員人数		人
作業開始時刻		時	分	
作業終了時刻		時	分	
1	家庭ごみ (白石区・西区) 燃やせるごみ 容器包装プラスチック 燃やせないごみ 雑がみ びん・缶・ペットボトル 枝・葉・草		事業ごみ 飲食店 小売・卸売業 ホテル・旅館 病院 事務所 その他の 食品製造業	
	試料搬入時刻	時	分	調査試料重量 kg
	調査終了時刻	時	分	
2	家庭ごみ (白石区・西区) 燃やせるごみ 容器包装プラスチック 燃やせないごみ 雑がみ びん・缶・ペットボトル 枝・葉・草		事業ごみ 飲食店 小売・卸売業 ホテル・旅館 病院 事務所 その他の 食品製造業	
	試料搬入時刻	時	分	調査試料重量 kg
	調査終了時刻	時	分	
3	家庭ごみ (白石区・西区) 燃やせるごみ 容器包装プラスチック 燃やせないごみ 雑がみ びん・缶・ペットボトル 枝・葉・草		事業ごみ 飲食店 小売・卸売業 ホテル・旅館 病院 事務所 その他の 食品製造業	
	試料搬入時刻	時	分	調査試料重量 kg
	調査終了時刻	時	分	
4	家庭ごみ (白石区・西区) 燃やせるごみ 容器包装プラスチック 燃やせないごみ 雑がみ びん・缶・ペットボトル 枝・葉・草		事業ごみ 飲食店 小売・卸売業 ホテル・旅館 病院 事務所 その他の 食品製造業	
	試料搬入時刻	時	分	調査試料重量 kg
	調査終了時刻	時	分	
〔特記事項〕				

特記仕様書

第1節 業務の内容

1 家庭ごみ及び事業ごみ種類別組成調査

(1) 調査対象ごみ

ア 区分

(ア) 家庭ごみ 6 分別

- ① 燃やせるごみ（スプレー缶・カセットボンベを含む。）
- ② 燃やせないごみ（ライター・加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）
- ③ びん・缶・ペットボトル（筒形乾電池を含む。）
- ④ 容器包装プラスチック
- ⑤ 雑がみ
- ⑥ 枝・葉・草

※ ①・②については、ボランティア袋が混入していた場合、単独で調査すること。

(イ) 事業ごみ 7 業種

- ① 飲食店
- ② ホテル・旅館
- ③ 事務所
- ④ 食品製造業
- ⑤ 小売・卸売業
- ⑥ 病院
- ⑦ その他

イ 分類項目

別表のとおり

ウ 調査対象地区

(ア) 家庭ごみ

分別区分ごとに、下記 2 地区の各住宅形態のごみを対象とする。

- ① 白石区

戸建住宅 50 世帯程度、高層住宅 30 世帯程度、共同住宅 40 世帯程度

- ② 西区

戸建住宅 50 世帯程度、高層住宅 70 世帯程度、共同住宅 60 世帯程度

(イ) 事業ごみ

業種区分ごとに、本市が指定したエリア・事業者を調査の対象とする。

(2) 調査回数

3回

(3) 調査予定日（参考）

※以下の日程は予定であり、調査開始日及び調査終了日を含め日程の一部又は全部を変更する可能性がある。本市が指示する日程で調査を実施すること。

調査回数	調査予定日	ごみ種	地区又は業種
第1回	令和5年 07月05日（水）	枝・葉・草 びん・缶・ペットボトル	白石区 西区
	07月07日（金）	燃やせないごみ 事業ごみ	西区 (2業種)
	07月10日（月）	燃やせるごみ 燃やせるごみ	白石区 西区
	07月11日（火）	びん・缶・ペットボトル 容器包装プラスチック	白石区 西区
	07月12日（水）	雑がみ 事業ごみ	白石区 (2業種)
	07月13日（木）	燃やせるごみ 燃やせるごみ	白石区 西区
	07月14日（金）	容器包装プラスチック 雑がみ	白石区 西区
	07月19日（水）	燃やせないごみ 事業ごみ	白石区 (3業種)
	07月21日（金）	枝・葉・草 —	西区
第2回	未定（令和5年10月中旬から11月中旬頃の9～10日間）		
第3回	未定（令和6年1月中旬から2月初旬頃の8～9日間）		

※「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「びん・缶・ペットボトル」の収集時には、指定ごみ袋とは別袋として、透明又は半透明の袋でスプレー缶（カセットボンベを含む）、ライター・加熱式たばこ及び電子たばこ、筒形乾電池を収集する。また、ボランティア袋も収集対象となる。

※過去の実施実績は別紙3「調査日程表」を参照のこと

(4) 調査項目

ア 重量・体積・個数

調査対象のごみ袋一つについて、重量、体積、個数を計測する。調査対象のごみ種別・地区別・住宅形態別（事業ごみの場合は業種別）・排出袋別に計測する。

※体積は、原則として容量既知の容器で30cm位の所から落下補充し計測すること

※指定ごみ袋について、ごみ種と袋の容量種類ごとの平均重量を地区別に測定すること。

イ ごみの組成（湿重量比%）

別表の小分類に基づき、ごみ種別・地区別・住宅形態別（事業ごみの場合は業種別）に種別分類を行う。また、業務主任の指示があった時は、重量割合の速報値を業務主任に報告すること。

ウ 密度（t/m³）

ごみ1m³当たりの重量（t）をごみ種別・地区別・住宅形態別（事業ごみの場合は業種別）に求める。

※ スプレー缶（中身の有無）、乾電池等（筒形乾電池・ボタン電池・コイン電池）、充電池（リサイクルマークの有無）、モバイルバッテリー（リサイクルマークの有無）、充電池内蔵小型家電、加熱式・電子式たばこ、ライター（ガス等の有無）、布団（羽毛布団・羽根布団・左記以外の布団）については、袋ではなく単体の個数も計測し、別紙2「報告書」に従い分類し、個数、重量をまとめること。

(5) 調査方法

ア 調査の内容

調査対象各分別区分（事業ごみも含む。）に対し、別表の小分類に基づき、家庭ごみは地区別・住宅形態（戸建住宅・共同住宅・高層住宅）別、事業ごみは業種別に分類し、各々の湿重量及び容積（単位容積重量）を求める。

家庭ごみのうち、雑がみについては、本調査で用いる調査対象試料を同時に行う別の調査で用いる場合がある。発注者より、別の調査のために本調査の作業の一時中断や協力を求める等指示があった場合は、従うこと。また、現場で調査データの提供を求められた場合は、従うこと。

受注者は、発注者の指示に従い、適宜、種別分類後計量を行う前に、分類が適切かの確認を受けること。

イ 調査時間

調査時間は原則午前9時から午後5時までとする。（準備、試料の搬出、片付け等含む）。調査時間内に調査を完了するよう、十分な人員や資材を確保するとともに、分別方法や作業工程、感染症対策等について事前に作業員を教育すること。

ウ 調査対象試料

・搬入

調査対象試料は発注者（又は発注者が委託する事業者）が調査場所に運搬する。運搬車両からの荷卸しは受注者が行うこと。

原則調査当日にごみステーション又は調査対象事業所から発注者（又は発注者が委託する事業者）が収集する。過去の搬入状況及び搬入量は別紙4「受入状況」のとおり。

・搬出および処理

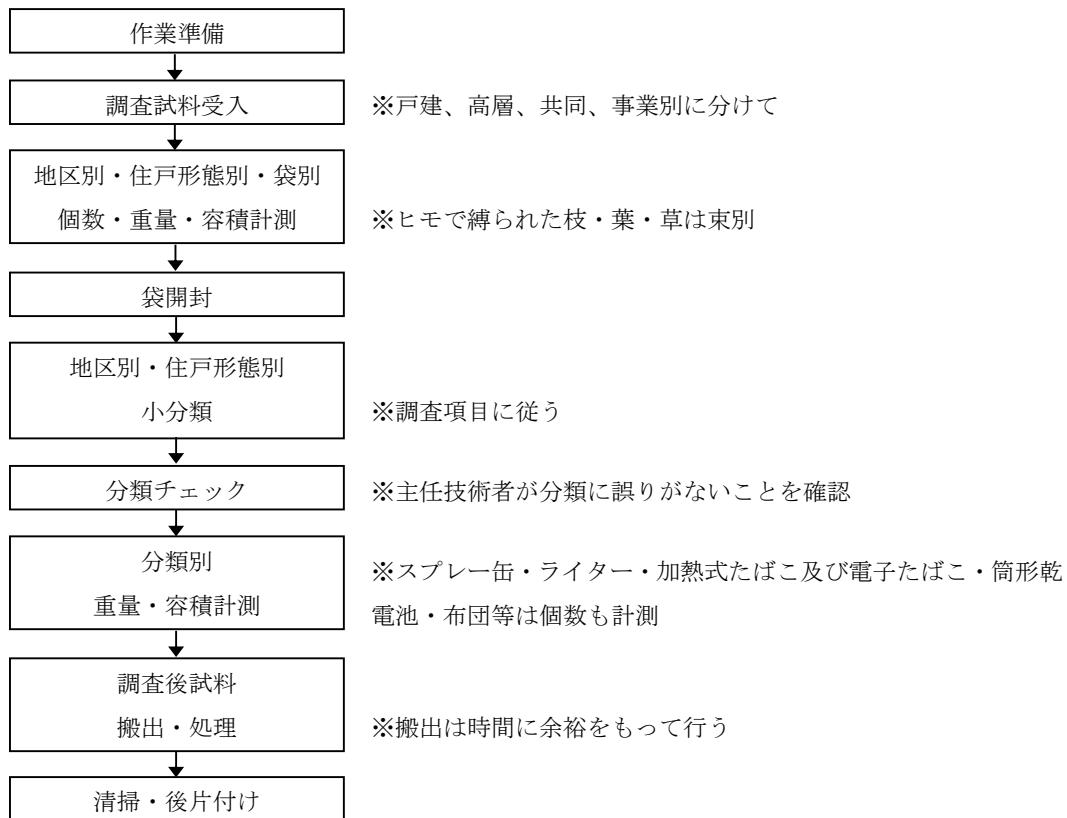
組成調査後のごみについて、可燃物は調査日毎に清掃工場で焼却処理し、資源物、不燃物、危険物等は下表のとおり別途処理する。清掃工場外に搬出する必要があるごみは、各処理施設の受入時間内に間に合うよう搬出を完了させること。

運搬車両は発注者が手配する。搬出日の車両到着時間の指定については、当日の調査状況により、発注者の指示する車両の管理担当者に受注者が連絡すること。また、搬出車両への積込みは受注者が行うこと。

項目	搬出日	搬出先	受入時間
びん・缶、筒形乾電池	びん・缶・ペットボトル調査日	中沼資源選別センター	17:00まで
不燃物	燃やせないごみ調査日、 週の最終調査日	山本処理場	16:00まで
項目	処理方法		処理時期
ライター・ 加熱式たばこ・電子たばこ	清掃工場に引渡し		各回調査終了時
スプレー缶	スプレー缶回収かごへ投入(清掃工場 敷地内)※発注者立会のもと		各回調査終了時 ただし水曜日以外の15時～16時

エ 調査の流れ(参考)

基本的な調査の流れを示す。詳細は業務主任の指示に従うこと。



オ 調査対象の想定ごみ量（参考、1回あたり。過去の搬入状況は別紙4「受入状況」のとおり。

(ア) 家庭ごみ（調査では上記(1)ウ(ア)の世帯数のごみを調査する。）

白石区

分別区分	戸建住宅	共同住宅	高層住宅	計
燃やせるごみ	400kg/回	100kg/回	200kg/回	700kg/回
燃やせないごみ	100kg/回	20kg/回	50kg/回	170kg/回
びん・缶・ペットボトル	50kg/回	20kg/回	20kg/回	90kg/回
容器包装プラスチック	40kg/回	10kg/回	20kg/回	70kg/回
雑がみ	50kg/回	30kg/回	40kg/回	110kg/回

西区

分別区分	戸建住宅	共同住宅	高層住宅	計
燃やせるごみ	400kg/回	100kg/回	200kg/回	700kg/回
燃やせないごみ	100kg/回	20kg/回	50kg/回	170kg/回
びん・缶・ペットボトル	50kg/回	20kg/回	20kg/回	90kg/回
容器包装プラスチック	40kg/回	10kg/回	20kg/回	70kg/回
雑がみ	50kg/回	30kg/回	40kg/回	110kg/回

※ 原則として搬入された全量を種別分類し、組成を把握すること（第1節1(1)ウ(ア)で示す世帯数のごみを収集した結果、上記想定ごみ量を超過し

た量が搬入される場合がある。)。ただし、「燃やせるごみ」については、量が多い場合は本市職員の指示により縮分を行う場合がある。その場合は、縮分により組成把握の対象外とした調査対象試料の重量・容積・個数をそれぞれ計量すること。

(イ) 事業ごみ

分別区分	飲食店	ホテル・旅館	事務所	食品製造業	計
事業ごみ	200kg/回	200kg/回	200kg/回	200kg/回	400～600 kg/日
	小売・卸売	病院	その他		
	200kg/回	200kg/回	200kg/回		

※ 量が多い場合は発注者の承諾を得て 200kg 程度に縮分することができる。
その場合、縮分により組成把握の対象外とした調査対象試料の重量・容積を計量すること。

力 貸与物

調査場所・計量器用 100V 電源・トイレ・休憩場所を無償で貸与する。

2 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 調査報告書 (A4 版ファイル背文字付、カラー印刷) 5 部
- (2) 中間報告書 (A4 版ファイル背文字付、カラー印刷) 各回 1 部 (計 3 部)
- (3) 調査写真 (A4 版ファイル背文字付、カラー印刷) 2 組
- (4) 上記(1)及び(3)データを記録した CD-R 3 組
- (5) 上記(2)データを記録した CD-R 各回 1 組 (計 3 組)

※CD-R に記録するデータは、上記(1)については、調査概要等を Microsoft Word 形式、図及び表を Microsoft Excel 形式で記録すること。また、上記(1)及び(2)を PDF 形式で記録すること。なお、上記(1) PDF 形式ファイルは、1 報告書 1 ファイルとすること。なお記録媒体は DVD も可とする。

- (6) 業務協議簿および作業報告書 1 部

※都度提出したものの写しを綴ったものとする。

(7) 著作権

成果品に関する全ての著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む) を譲渡すること。また、発注者または発注者が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、受託者が自ら作成したもの以外については別途協議することができる。

3 その他注意事項

- (1) 受注者は、調査実施前に業務主任 (業務主任は契約後、発注者より通知する。) と調査場所責任者との事前打ち合わせを行うこと。
- (2) 受注者は、調査実施前に調査場所等の養生を行うこと。養生に当たっては、周りの設備に支障の無いようにし、生ごみなどの水が浸透して、床を汚すことの無いよう、隙間無く、めばりをすること。なお、養生に必要な備品等は受注者が用意すること。
- (3) 受注者は、調査場所以外の工場内通路等を汚すことが無いよう、調査場所では長

靴等（シューズカバーは除く。）に履き替え、調査場所から退出する際は着用した長靴等を履き替えて移動すること。

- (4) 受注者は調査の実施にあたり必要なポリ袋や計量器等の備品及び器具を用意すること。調査後の試料をまとめるポリ袋等も用意すること。割れたガラス類など運搬上危険なごみをまとめるダンボール箱等も用意すること。
- (5) 受注者は、調査開始日の前日までに、従事する作業員に対し、札幌市のごみ分別ルールや調査における分別方法等に関する教育を十分に行うこと。なお、分別方法が不明な場合は、必ず業務主任に確認しその指示に従うこと。
- (6) 受注者は、本業務に伴い、調査によって物件に損傷または補償が生じた場合や現金等を発見した時は、速やかに業務主任に連絡し、指示に従うこと。
- (7) 受注者は、作業者の入退場については、必ず事務室又は、中央制御室の工場職員に連絡すること。
- (8) 受注者は、調査場所にいる際は、身分を明らかにするため腕章などを身に着けること。
- (9) 受注者は、作業中も工場職員の通行の妨げにならないように、通路を確保すること。
- (10)受注者は、作業中、自己搬入者用投入扉（1番扉又は14番扉）の付近に金属を置くとループコイルが反応し、自己搬入車両が扉を離れても扉が開かないで、扉付近に金属を置かないこと。
- (11)受注者は、投入ステージ内の通行について、ごみの搬入車両が頻繁に通ることから、搬入車両に充分注意し、通行すること。
- (12)受注者は、調査を終了した後の試料のうち、清掃工場で処理するごみは、発注者の指示のもと自己搬入者用投入扉（1番扉又は14番扉）から投入すること。不燃物、危険物等当日に搬出・処理しないものは発注者が指示する場所に一時保管すること。また、清掃工場でのごみ投入の際には、転落等しないよう、十分安全に気をつけ、専任の者を決めて行うこと。
- (13)ペットボトルのラベル・キャップは取り外して容器包装プラスチックとして扱う。中身の入っているまたは残っているものは安全面を考慮し、開封しないでそのまま食べ残しとして扱う。
- (14)工場は、見学者が多いため、受注者が見学者通路を通行するときは、見学者がない時を見計らって通行すること。また、作業靴での通行は禁止する。
- (15)受注者は、許可された場所以外は、立ち入らないこと。
- (16)工場の敷地内は全面禁煙とする。
- (17)受注者は、その週の作業完了時に養生を撤去後、清掃を行い発注者の確認を受けること。ただし、その週の作業完了時以外でも、発注者の指示があった場合は、養生を撤去、清掃を行い発注者の確認を受けること。
- (18)受注者は、作業が効率よく進行されるよう、当日の作業員分の作業用イスを用意するなど措置を取ること。
- (19)受注者は、作業員の作業環境に配慮し、必要に応じて保護具等を装着させること。
- (20)受注者は、感染症対策として作業時には作業員へマスク・手袋を着用させること。
- (21)受注者は、発注者から取材・見学等への対応を依頼された場合には協力すること。

別表

家庭系・事業系一般廃棄物組成調査項目

大分類	小分類	説明
1 ガラス	1 びん(リターナブルびん)	一升びん、ビールびん等(RL・「正」マークのあるもの)
	2 びん(ワーウェイびん)	資源物收集で収集しているびん、化粧品のびん(1-3以外のもの)
	3 資源とならないびん	油ドレッシングの付着したもの、マニキュアのびん等
	4 1 その他ガラス類(食器類)	ガラス製品(食器類)
	5 2 その他ガラス類(食器類以外)	板ガラス、鏡、ガラス製品(食器類以外)
2 金属	6 アルミ缶	清涼飲料、酒類、食品缶詰、あられ、海苔、粉ミルク等の缶
	7 スチール缶	(本体と同一素材でない蓋は2・10)
	8 資源とならない缶	鉱物油、植物油等の缶
	9 アルミ箔	アルミホイル等
	10 その他の金属	やかん・鍋・取手が金属以外でも可)、スプーン等、180の缶(油系でないもの)、資源マークがない缶等
	11 スプレー缶	ヘアフレーム、殺虫剤、携帯用コシロのガスボンベ等 ※スプレー缶については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、排出形態別、指定ごみ袋・別袋の別、穴あり・中身有りの穴無し・中身無しの別に計測する。
3 プラスチック	12 ペットボトル	清涼飲料、酒類、醤油、本みりん、酢、ドレッシング、調味料等
	13 1 寄り法対象品(食品トレイ以外)	「プラスマークが付いているもの、ラップ類、ネット類、ロール状連続袋等(発泡スチロール製の食品トレイは除く)
	2 寄り法対象品(食品トレイ)	発泡スチロール製の食品トレイ(カップ麺や納豆等のトレイは除く)
	3 寄り法対象品(汚れるある食品トレイ以外)	食べ残し等の異物が残留在している、「プラスマークが付いているもの、ラップ類、ネット類、ロール状連続袋等(発泡スチロール製の食品トレイは除く)
	4 寄り法対象品(汚れるある食品トレイ)	食べ残し等の異物が残留在している発泡スチロール製の食品トレイ(カップ麺や納豆等のトレイは除く)
	5 レジ袋	排出に使用した以外のレジ袋
	14 1 プラスチック製品(ワニウェイ食器類を除く)	文具、おもちゃ、パケツ等、ダイレクトメールの袋、クリーニング用ビニールカバー、食品等の保存用袋
	2 プラスチック製品(ワニウェイ食器類)	使い捨てのスプーン、フォーク、コップ、ストロー、ナイフ等
	15 1 排出に使用した専用ごみ袋	排出に使用した有料指定袋および市販のごみ袋(生ごみ・吸い殻等を入れた内袋は含まない)番外側の袋とする)
	2 排出に使用したレジ袋	排出に使用したレジ袋(生ごみ・吸い殻等を入れた内袋を含む)
4 紙	1 新聞紙	新聞紙
	2 チラシ・コピー用紙	チラシ・コピー用紙等
	3 ガラス等包装用新聞紙等	燃やせないごみのうちガラス等割れやすいものを包んできた新聞紙等
	17 1 雑誌	製本状態の雑誌、書籍等(書店で販売している有料のもの)
	2 ノート・パンフレット	17-1以外のもの(ノート、カタログ、パンフレット等)
	18 紙パック	アルミ付を含む
	19 1 ダンボール	燃やせないごみのうちガラス等割れやすいものを包んできたダンボール(蛍光灯の外箱を含む)
	2 ガラス等包装用ダンボール	紙のみでできた紙製容器包装以外の紙類(葉書、封筒、画用紙、カレンダー、紙製品、トイレットペーパーの芯等、茶色(未脱色)のものは除く。)
	20 1 雑がみ類・規格品	紙コップ・紙皿(汚れがないもの)、窓付き封筒、シュレッダー紙、ファイル、レシートその他紙以外の原材料を含む容器包装以外の紙類(プラスチックコーティングされた葉書、封筒、画用紙、カレンダー、紙製品等、茶色(未脱色)のものは除く。)
	2 雑がみ類・規格外品1	においのついた紙、茶色(未脱色)の紙類(紙製容器包装材を除く。)
	3 雑がみ類・規格外品2	燃やせないごみのうちガラス等割れやすいものを包んできた雑がみ類
	4 ガラス等包装用雑がみ類	紙のみでできた紙箱類、紙袋類(包装紙類、台紙類を含む、茶色(未脱色)のものは除く。)
	21 1 紙製容器包装材・規格品	紙以外の原材料を含む紙箱類、紙袋類(包装紙類、台紙類を含む。「紙製容器包装材・規格外品2」に相当するものは除く。)
	2 紙製容器包装材・規格外品1	ビニールのついたティッシュ箱、プラスチック取手の紙袋など
	3 紙製容器包装材・規格外品2	ビール等の内箱(挽水加工しているもの)、バターの箱、ラーメン・アイス等のカップ、たばこ・煙草・花火のコートイング及び印刷がされているもの、香りの強いもの(洗剤、石けん、線香の箱等)、茶色(未脱色)の紙製容器包装材
	4 紙製ガラス類包装用容器包装材	燃やせないごみのうちガラス等割れやすいものを包んできた容器包装材
5 生ごみ1	22 その他紙	ちり紙、濡れた紙、汚れた紙、宅配ビザの箱等、花火
	23 紙おむつ	生理用品、ベットの糞等を含む
	24 1 調理くず	野菜や果物の皮くず・芯・芯の骨、貝殻、卵殻等の調理残さ(過剰除去(厚く剥きすぎた皮くど)など可食部のついた調理くずを含む)
6 生ごみ2	2 食べ残し	パン・菓子・調理された肉・魚・野菜・ご飯等の「食べ切り対象品」
	3 未開封品	封を切っていない手付かず製品等の「使い切り対象品」
	25 食品以外	ティーバッグ、コーヒーがら、毛髪等、化粧水、保冷剤等の液体又は泥状のもの、ろうそく、面形燃料
7 木製品	26 木製品	削り業、木のおもちゃ等
	1 樹・幹	庭木等の樹・幹
8 枝・葉・草	2 技	庭木等の枝(葉がついている枝を含む)
	3 葉	落ち葉等
	4 草	刈草・切花等
	27 1 古着1	再利用可能な衣類で綿50%以上のもの
9 布	2 古着2	再利用可能な衣類で古着以外のもの
	3 布1	古着以外の布で綿50%以上の薄手のもの(下着等を含む。)
	4 布2	古着・古着2・布1以外の布(エコバッグ、湿布、冷却ジェルシート含む。)
	5 布団	羽毛、羽根、綿布団等布団製品(こたつ布団、毛布等含む) ※布団については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、羽毛割合50%以上・羽毛割合50%未満・それ以外の別に計測する。
	6 マスク	マスク製品(ウェーランタンマスク等布製品以外も含む)
	28 1 革製品・ゴム	靴、カバン、長靴、ゴム手袋等
10 陶磁器	29 陶磁器(食器以外)	せどもの、置物、硯
	30 2 陶磁器(食器類)	上記以外のもの
11 コンクリート・レンガ	31 コンクリート・レンガ	
	32 1 砂・土砂・石	植木鉢底度の量の砂・土砂・石、磁石(磁石付きプラ製品(マグネットシート含む)は複合製品)
	2 可燃系砂等	ペトロのトイレ砂(ペットの糞尿を含む)、使い捨てカイロ
14 複合製品	33 小型家電・電動玩具	電源機器・コード類を含む。
	1 乾電池等	乾電池・ボタン・コイン ※乾電池等については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ袋・別袋の別に計測する。
	2 充電池	ニードル・ニッケル水素・リチウムイオン電池等(モバイルバッテリー、エネループ等の乾電池形態の充電池を含む) ※充電池・モバイルバッテリーについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、リサイクルマーク有り・リサイクルマーク無しの別に計測する。
	3 加熱式・電子式たばこ	加熱式・電子式たばこ ※加熱式・電子式たばこについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ袋・別袋の別に計測する。
	4 充電池内蔵小型家電(加熱式・電子式たばこ以外)	充電池を容易に取り外すことができない携帯電話、掃除機、髭剃り、電動歯ブラシ、イヤホンなど ※充電池内蔵小型家電については仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別に計測する。
	35 使い捨てライター	※使い捨てライターについては仕様書に従い、分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、指定ごみ袋・別袋の別に計測する。
	36 その他	金属、プラスチック、木、ガラス・陶磁器等の複合製品等
	37 たばこ	吸い殻、未使用のものも含む
	38 分類不能ごみ	シート残物(可能な限り発生しないよう分別すること)

業務計画書について

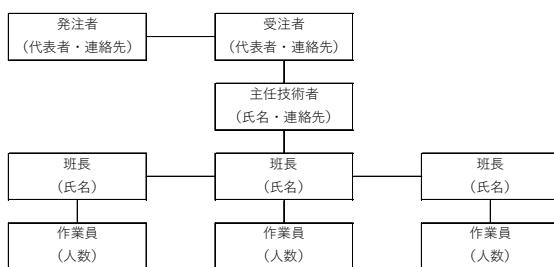
令和5年度家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務

業務計画書の構成については特に指定はないが、下記の事項は必ず記載すること。

1 業務体制表

発注者、受託者、受託者の主任技術者（業務責任者）、作業員の体制が分かる表を作成すること。作業員については人数を明記する。確実に業務を履行できる体制とすること。

業務体制表 記載例



※常時体制表通りの作業者が従事することを求めるものではないため、余裕をもって業務を履行するため、従事可能な最大人員で記載すること。

2 作業員名簿

業務に従事する予定の作業員（主任技術者を含む）の名簿を作成すること。

名簿には氏名、勤務地所在地、生年月日、雇用形態（正規・アルバイト等）を記載し、主任技術者となるものはその旨を記載する。

計画書提出後にアルバイトを雇用する予定の場合はその人数を記載すること。

主任技術者は雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

3 業務工程計画

業務を遂行するための工程計画を作成すること。

業務工程計画 記載例

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
着手 打合・準備 第1回調査（期間中10日間） 報告書作成・提出									

打合・準備 第2回調査（期間中10日間） 報告書作成・提出									
打合・準備 第3回調査（期間中8日間） 報告書作成・提出 完了									

4 留意事項

再委託により業務従事者を確保することのないよう留意すること。（契約約款第5条（再委託等の禁止））

(イ) 白石区・西区の小分類ごとの重量、容積、密度、全体に対する重量割合及び加重平均値の表

※分別区分（ボランティア袋の取扱いは（ア）と同様とする。）別及び住宅形態別にまとめる。

※加重平均値の算出方法は、（ア）と同様とする。

※表イメージは表1のとおり。

(ウ) (イ)で算出した各分別区分の加重平均値（重量及び容積）の一覧及び同加重平均値から求める1週間当たりごみ量及び排出割合の表

※「分別区分」は、ボランティア袋分は除く。以降特に記載がない場合は同じ。

※各分別区分の加重平均値の合計を1週間当たりごみ量とする。以下同じ。

表2 1週間当たりのごみ量推計値まとめ表イメージ

	燃やせるごみ(木)	燃やせないごみ(木)	(ふん)缶・ペット(火)	容器包装(火)	枝・葉・草(木)	雑紙(木)	1週間あたりごみ量		排出割合	
							重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)
ガラス	びん(リターナブル) びん(ワンウェイ) 資源とならないびん その他ガラス(純食器類) その他ガラス類(食器類以外)									
金属	アルミ缶 スチール缶 資源とならない缶 アルミニウム その他の金属 スチール缶									
プラスチック	ペットボトル ペットボトル(食品以外) ペットボトル(食品トレイ) ペットボトル(容器) ペットボトル(瓶) プラスチック製品 ワックス(食器類) ワックス(製品) ワックス(食器類) 接着剤・糊・接着剤 接着剤・糊・接着剤									
紙	新聞紙 チラシ・フライヤー用紙 カラーピクチャ用紙 カラーピクチャ用紙用新聞紙等 雑誌 ノート・ソート・フレット 紙パック クラフト・複合紙 カラースチール・複合紙 複合紙 複合紙・複合包装材 複合紙・複合包装材 ガラス包装用複合材等 紙製容器包装材・複合品 紙製容器包装材・複合包装材 紙製容器包装材・複合包装材 紙製容器包装材・複合包装材 ガラス包装用複合包装材 その他紙 紙ふき									
生ごみ1	園芸ごみ 食べ残し 未消化品									
生ごみ2	食品以外									
大物品	大型機械 大型機									
枝・葉・草	葉									
布	洗濯1 洗濯2 布1 布2 布3 マスク									
革製品・ゴム	革製品・ゴム									
陶磁器	陶磁器(食器以外) 陶磁器(食器)									
コンクリートレンガ	コンクリートレンガ									
砂・土砂・石	砂・土砂・石 可燃系砂									
複合製品	カセット・電動玩具 乾電池 充電池 加熱式・電子式タバコ 充電池内蔵小型家電 (加熱式・電子式タバコを除く) 使い捨てライター たばこ									
たばこ	たばこ									
分類不能ごみ	分類不能ごみ									
	合計									

(エ) 白石区・西区の調査試料の搬入時刻、車両番号、全重量及びピット処分量の表

※地区別、調査日別、分別区別、住宅形態別にまとめる。

表3 試料搬入時刻等まとめ表イメージ

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	白石区戸建住宅				
2	白石区高層住宅				
3	白石区共同住宅				
4	西区戸建住宅				
5	西区高層住宅				
6	西区共同住宅				
計					

(オ) 白石区・西区の調査試料の全重量、容量、重量比及び平均比重（縮分した場合は、縮分により組成把握の対象外とした調査試料の重量、容量、重量比及び平均比重）

※地区別、調査日別、分別区分別、住宅形態別にまとめる。

表4 試料全重量等まとめ表イメージ

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m ³)
1	白石区戸建住宅				
2	白石区共同住宅				
3	白石区高層住宅				
計					

(カ) 白石区・西区における、スプレー缶の排出個数及び重量の表

※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、ごみ袋(指定ごみ袋および資源ごみの排出に用いる透明または半透明の袋に含有されているもの)・別袋(燃やせないごみ・燃やせるごみの日に指定袋とは別に排出される袋に含有されているもの)の別、穴有り・中身有りの穴無し・中身無しの別にまとめる。

(キ) 白石区・西区における、乾電池・コイン電池・ボタン電池の個数、重量の表

※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、ごみ袋(指定ごみ袋および資源ごみの排出に用いる透明または半透明の袋に含有されているもの)・別袋(燃やせるごみ、燃やせないごみの日、びん・缶・ペットボトルに指定袋とは別に排出される袋に含有されているもの)の別にまとめる。

(ク) 白石区・西区における、充電池の個数、重量の表

※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、リサイクルマーク有り・リサイクルマーク無しの別にまとめる。

(ケ) 白石区・西区における、加熱式たばこ・電子たばこの個数、重量の表

※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、ごみ袋(指定ごみ袋および資源ごみの排出に用いる透明または半透明の袋に含有されているもの)・別袋(燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトルの日に指定袋とは別に排出される袋に含有されているもの)の別にまとめる。

(コ) 白石区・西区における、モバイルバッテリーの個数、重量の表

※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、リサイクルマーク有り・リサイクルマーク無しの別にまとめる。

(サ) 白石区・西区における、布団の個数、重量の表

※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、布団の種類別に羽毛布団・羽根布団・それ以外にまとめる。

(シ) 白石区・西区における、充電池内蔵小型家電(電子式・加熱式たばこ以外)の個数、重量の表

※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別にまとめる。

(ス) 白石区・西区における、使い捨てライターの個数、重量の表

※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別、ごみ袋(指定ごみ袋および資源ごみの排出に用いる透明または半透明の袋に含有されているもの)・別袋(燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトルの日に指定袋とは別に排出される袋に含有されているもの)の別、ガス有り・ガス無しの別にまとめる。

表5 スプレー缶、乾電池、ボタン電池、コイン電池、充電池、モバイルバッテリー、加熱式・電子式たばこ、使い捨てライター、布団の排出状況まとめ表イメージ

※上記1 (3) ア (カ) ~ (ス) の表のイメージ。

分別区分「○ ○ ○」	戸建住宅		共同住宅		高層住宅	
	個数	重量(kg)	個数	重量(kg)	個数	重量(kg)
スプレー缶(穴あき)・ごみ袋						
スプレー缶(穴なし中身なし)・ごみ袋						
スプレー缶(穴なし中身あり)・ごみ袋						
小計(ごみ袋)						
スプレー缶(穴あき)・別袋						
スプレー缶(穴なし中身なし)・別袋						
スプレー缶(穴なし中身あり)・別袋						
小計(別袋)						
計						
乾電池・ごみ袋						
乾電池・別袋						
計						
ボタン電池・ごみ袋						
ボタン電池・別袋						
計						
コイン電池・ごみ袋						
コイン電池・別袋						
計						
充電池(リサイクルマーク有)						
充電池(リサイクルマーク無)						
計						
モバイルバッテリー(リサイクルマーク有)						
モバイルバッテリー(リサイクルマーク無)						
計						
充電池内蔵小型家電(加熱式、電子たばこ以外)						
計						
加熱式たばこ、電子たばこ・ごみ袋						
加熱式たばこ、電子たばこ・別袋						
計						
使い捨てライター(ガス入)・ごみ袋						
使い捨てライター(ガスなし)・ごみ袋						
小計(ごみ袋)						
使い捨てライター(ガス入)・別袋						
使い捨てライター(ガスなし)・別袋						
小計(別袋)						
計						
羽毛布団(ダウン50%以上)						
羽根布団(ダウン50%未満)						
上記以外の布団						
計						

(セ) 白石区・西区における、未開封品における賞味期限切れの個数の表

※分別区分ごとに、地区別、住宅形態別にまとめる。

※調査品は、未開封品のビン・缶詰食品のみとし、賞味期限（消費期限も含む）が調査日より1か月以上残っている食品と1か月未満の食品（賞味期限切れを含む）を調査

※表イメージは表6のとおり。

表6 未開封品の賞味期限切れ品の排出状況まとめ表

分別区分	内訳	戸建住宅	共同住宅	高層住宅
		個数	個数	個数
白石区				
燃やせるごみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
燃やせないごみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
びん・缶・ペットボトル	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
容器包装 プラスチック	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
雑がみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
白石区小計				
西区				
燃やせるごみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
燃やせないごみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
びん・缶・ ペットボトル	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
容器包装 プラスチック	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
雑がみ	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月以上			
	未開封品(ビン・缶詰食品) 賞味期限(消費期限) 一か月未満(期限切を含む)			
	計			
西区小計				
合計				

(ソ) 白石区・西区の小分類ごとの重量割合の表

※分別区分別、当該調査回までの調査回別にまとめる。

※表イメージは表6のとおり。

(タ) (ソ)に基づく当該調査回の大分類のグラフ及び調査回ごとの大分類の比較のグラフ

※分別区分別にまとめる。

(チ) 白石区・西区の1週間当たりのごみ排出割合の表
※調査回別にまとめた。

表6 各小分類の重量割合まとめ表イメージ

大分類	小分類	第1回目		第2回目		第3回目		平均値	
		重量(%)							
1 ガラス	1 びん(リターナブル) 2 びん(ワンウェイ) 3 資源とならないびん 4 その他のガラス類(食器類) 5 その他のガラス類(食器類以外) 6 蛍光灯								
2 金属	6 アルミ缶 7 スチール缶 8 資源とならない缶 9 アルミ箔 10 その他の金属 11 スプレー缶								
3 プラスチック	12 ベットボトル 13 1 寄り法対象品(食品トレイ以外) 2 寄り法対象品(食品トレイ) 3 寄り法対象品(汚れある食品トレイ以外) 4 寄り法対象品(汚れある食品トレイ) 5 レジ袋 14 1 プラスチック製品 (ワンウェイ食器類を除く) 2 プラスチック製品 (ワンウェイ食器類) 15 1 排出に使用した専用ごみ袋 2 排出に使用したレジ袋								
4 紙	16 1 新聞紙 2 チラシ・コピー用紙 3 ガラス等包装用新聞紙等 17 1 雑誌 2 ノート・パンフレット 18 紙パック 19 1 ダンボール・規格品 2 ガラス等包装用ダンボール等 20 1 雑がみ類・規格品 2 雑がみ類・規格外品1 3 雑がみ類・規格外品2 4 ガラス等包装用雑がみ等 21 1 紙製容器包装材・規格品 2 紙製容器包装材・規格外品1 3 紙製容器包装材・規格外品2 4 紙製ガラス等包装用容器包装材 22 その他紙 23 紙おむつ								
5 生ごみ1	24 1 調理くず 2 食べ残し 3 未開封品								
6 生ごみ2	25 食品以外								
7 木製品	26 木製品								
8 枝・葉・草	27 1 剪定枝 2 葉 3 草								
9 布	28 1 古着1 2 古着2 3 布1 4 布2 5 布団 6 マスク								
10 革製品・ゴム	29 革製品・ゴム								
11 陶磁器	30 1 陶磁器(食器以外) 2 陶磁器(食器類)								
12 コンクリート・レンガ	31 コンクリート・レンガ								
13 砂・土砂・石	32 砂・土砂・石 可燃系砂等								
14 複合製品	33 小型家電・電動玩具 1 乾電池 2 充電池 34 3 加熱式・電子式タバコ 4 充電池内蔵小型家電(加熱式・電子式タバコを除く) 35 使い捨てライター 36 その他 37 たばこ 38 分類不能ごみ								
	合計								

(ツ) (チ)に基づく当該調査回の大分類のグラフ及び調査回ごとの大分類の比較のグラフ

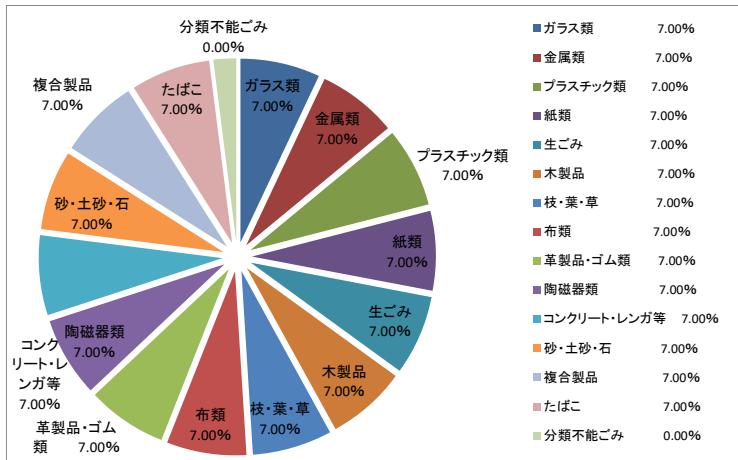


図1 各分類の重量割合まとめグラフィイメージ（1）

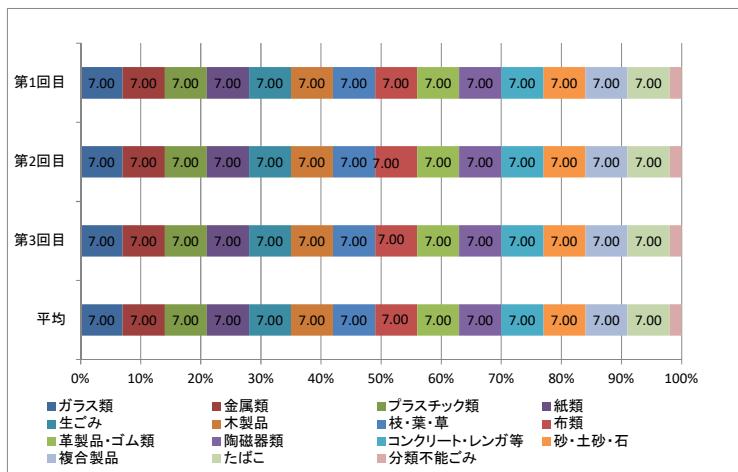


図2 各分類の重量割合まとめグラフィイメージ（2）

(テ) 白石区・西区の分別協力度の表及びグラフ（指定品目住宅形態別）

※「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」「雑がみ」を対象とする。

※分別協力度とは、当該分別区分に排出すべきごみのうち、正しい分別区分で排出されたものの割合をいう。（例：「びん・缶・ペットボトル」の場合、「びん・缶・ペットボトル」対象のごみ全体量（「燃やせるごみ」など他の分別区分で排出されたものを含んだ合計）のうち、「びん・缶・ペットボトル」として排出された割合）

※住宅形態別にまとめる。

(ト) 白石区・西区の分別協力度の表（指定品目加重平均値）

※上記(テ)対象品目について、分別区分別の重量の加重平均値をまとめる。加重平均値は、各住宅形態及び各分別区分の重量及び質量に札幌市の各住宅形態の世帯数割合を乗算することにより算出する。

表 7 分別協力度のまとめ表イメージ

大分類	小分類	燃やせるごみ(月・木)		燃やせないごみ(水・金)		びん・缶・ペットボトル(火・水)		容器包装プラスチック(火・金)		枝・葉・草(水・金)		雑がみ(水・金)		1週間あたりごみ量		協力度 大分類別 % 協力度	
		重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)	重量(kg)	容積(L)		
ガラス類	びん(リターナブル)																
	びん(ワンウェイ)																
金属類	飲料缶(アルミ缶)																
	飲料缶(ステン缶)																
プラスチック類	ペットボトル																
	合計																

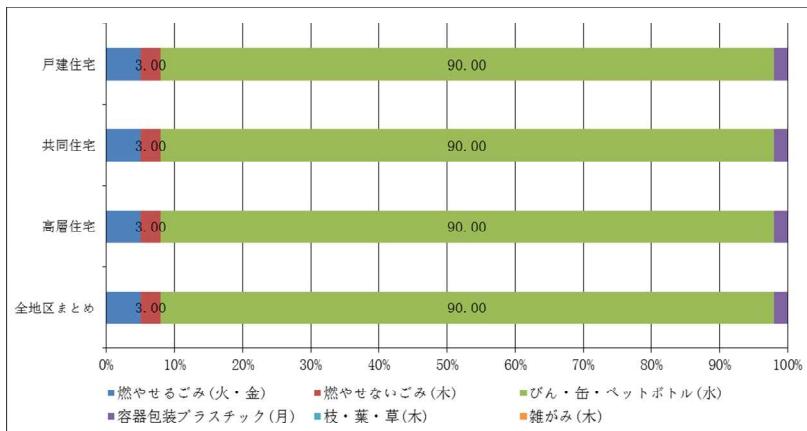


図 3 分別協力度のまとめグラフイメージ

(ナ) 白石区・西区の排出曜日に正しく出されている割合の表

- ※各分別区分で正しく排出された量の割合を算出する。(例:「燃やせるごみ」の場合、燃やせるごみの排出量全量のうち、「燃やせるごみ」として排出すべきごみの量の割合を算出する。)
- ※分別区分別、住宅形態別にまとめ、加重平均値を算出する。加重平均値は、各住宅形態及び各分別区分の重量に札幌市の各住宅形態の世帯数割合を乗算することにより算出する。

表 8 排出曜日に正しく出された割合のまとめ表イメージ

ごみ種	区分	戸建住宅	共同住宅	高層住宅	全市推計
燃やせるごみ(月・木)	正しく排出された量(kg)				
	全量(kg)				
	割合(%)				
燃やせないごみ(水・金)	正しく排出された量(kg)				
	全量(kg)				
	割合(%)				
びん・缶・ペットボトル(火・水)	正しく排出された量(kg)				
	全量(kg)				
	割合(%)				
容器包装プラスチック(火・金)	正しく排出された量(kg)				
	全量(kg)				
	割合(%)				
枝・葉・草(水・金)	正しく排出された量(kg)				
	全量(kg)				
	割合(%)				
雑がみ(水・金)	正しく排出された量(kg)				
	全量(kg)				
	割合(%)				

(ニ) 白石区・西区の排出に使用されたごみ袋の個数、重量、容積、比重及び重量割合の表

- ※「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は指定ごみ袋、指定ごみ袋以外、別袋(スプレー缶、ライター等)及びボランティア袋の容量別、「びん・缶・ペットボトル」は専用ごみ袋、買い物袋及び別袋(筒形乾電池)の別、「容器包装プラスチック」「雑がみ」は専用ごみ袋及び買い物袋の別、「枝・葉・草」は専用

ごみ袋、買い物袋及び紐の別にまとめる。

※分別区分別、住宅形態別にまとめ、加重平均値を算出する。

※加重平均値は、各住宅形態及び各分別区分の重量及び容積に札幌市の各住宅形態の世帯数割合を乗算することにより算出する。

表9 家庭ごみ排出に使用された袋数まとめ表イメージ

	戸建住宅				共同住宅				高層住宅				全市推計			
	個数	重量(kg)	容積(l)	比重(t/m³)	個数	重量(kg)	容積(l)	比重(t/m³)	個数	重量(kg)	容積(l)	比重(t/m³)	個数	重量(kg)	容積(l)	比重(t/m³)
分別試料	指定ごみ袋 5L															
	指定ごみ袋 10L															
	指定ごみ袋 20L															
	指定ごみ袋 40L															
	ホランティア袋 10L															
	ホランティア袋 40L															
	指定ごみ袋以外 別袋															
	計															
処分試料	指定ごみ袋 5L															
	指定ごみ袋 10L															
	指定ごみ袋 20L															
	指定ごみ袋 40L															
	ホランティア袋 10L															
	ホランティア袋 40L															
	指定ごみ袋以外 別袋															
	計															
	合計															

(ヌ) 白石区・西区の過去の調査結果との重量割合の比較の表及びグラフ

※過去の調査結果は発注者よりデータを提供する。

※表・グラフ共に平成17年度以降とする。

※調査回別にまとめる。

表10 ごみ組成の年度比較まとめ表イメージ

大分類	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	7・8月(%)	10・12月(%)	1・2月(%)	7月(%)	10・11月(%)	1・2月(%)			2月(%)	6・7月(%)	10・11月(%)	1月(%)
ガラス												
金属												
プラスチック												
紙												
生ごみ1												
生ごみ2												
木製品												
枝・葉・草												
布												
皮製品・ゴム												
陶磁器												
コンクリート・レンガ等												
砂・土砂・石												
複合製品												
たばこ												
分類不能ごみ												
合計												

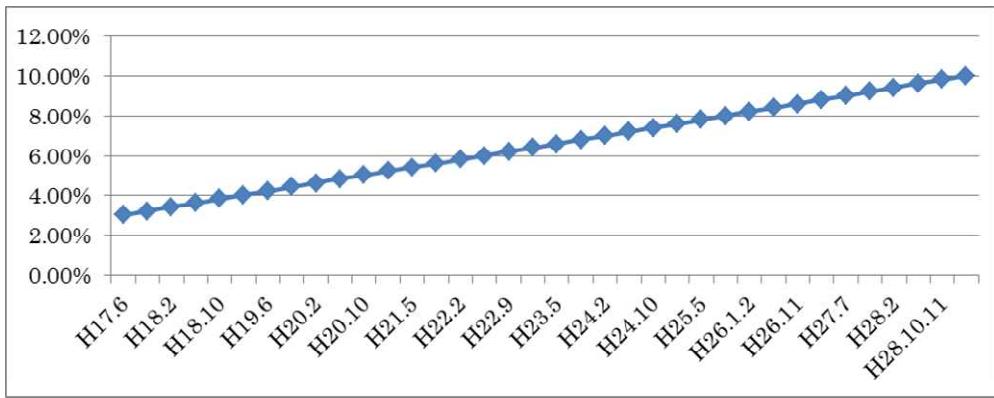


図4 ごみ組成の年度比較まとめグラフィイメージ

エ 事業ごみ

(ア) 小分類ごとの重量、容積、比重、全体に対する重量割合の表
※業種別にまとめる。

表11 業種ごとの重量等まとめ表イメージ

	飲食店			ホテル・旅館			事務所			食品製造業		
	重量(kg)	容積(L)	比重(t/m³)	重量(kg)	容積(L)	比重(t/m³)	重量(kg)	容積(L)	比重(t/m³)	重量(kg)	容積(L)	比重(t/m³)
ガラス	びん(リサイクル) びん(フンウェイ) 資源とならないびん その他のガラス類(食器類) その他のガラス類(食器類以外) 電光灯											
金属	アルミ缶 スチール缶 資源とならない缶 アルミニウム その他の金属 スプレーボトル											
プラスチック	ペットボトル 資源とならない品(トレイ以外) 資源とならない品(食品パレット) 容器対象品(汚れる食品トレイ以外) 容器対象品(汚れる食品トレイ) レジ袋 プラスチック製品 (ハサミ・針金等を除く) プラスチック製品 (ハサミ・針金等を除く) 排出に使用した専用ごみ袋 排出に使用したランダム袋											
紙	新聞紙 チラシ・コピー用紙 ガラス封筒用新聞紙等 雑誌 ノート・パンフレット 紙袋 ダンボール・箱体 ガラス封筒用ダンボール等 雑がみ箱・規格品 雑がみ箱・規格外品 規格外品 ガラス封筒用箱等 紙製容器包装材・規格品 紙製容器包装材・規格外品1 紙製容器包装材・規格外品2 ガラス封筒用容器包装材 その他紙 紙おむつ											
生ごみ1	穀類 野菜 果物 肉類 魚介類 卵類 乳製品 豆製品 米・穀物 前庭枝葉											
生ごみ2	玄米 米ぬか 木製品 竹製品 枝・葉・草											
布	古着第1 古着第2 布1 布2 マスク											
革製品・ゴム	革製品・ゴム 陶磁器(食器以外) 陶磁器(食器類)											
陶磁器	コンクリート・レンガ 砂・土炒・石											
複合製品	小売業者・運動器具 乾電池 充電池 加熱式・電子タバコ 充電池の小型家庭電 (加熱式・電子タバコを除く) 使い捨てライター その他											
たばこ	たばこ 分離不能ごみ											
分離不能ごみ	合計											

(イ) 調査試料搬入時刻、車両番号、総重量及びピット処分量
※調査日別、業種別にまとめる。

表12 調査試料の搬入状況まとめ表イメージ

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	小売・卸売業				
3	病院				
計					

(ウ) 調査試料の全重量、容積、比重（縮分した場合は、縮分により組成把握の対象外としたごみ量、調査に供した量及び重量比）
※調査日別、業種別にまとめる。

表 13 調査試料搬入量等まとめ表イメージ

順番	地区	全重量(kg)	容量(L)	重量比(%)	平均比重(t/m)
1	小売・卸売業				
3	病院				
計					

(エ) 小分類ごとの重量割合の表

※業種別、当該調査回までの調査回別にまとめる。

(オ) (エ)に基づく当該調査回の大分類のグラフ及び調査回ごとの大分類の比較のグラフ
※分別区分別にまとめる。

(カ) 過去との比較の表及びグラフ

※過去の調査結果は発注者よりデータを提供する。

※平成 25 年度以降分をまとめる。

※調査回別にまとめる。

表 14 事業ごみ組成の年度比較まとめ表イメージ

大分類	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	7・8月 (%)	10・12月 (%)	1・2月 (%)	7月 (%)	10・11月 (%)	1・2月 (%)			2月 (%)	6・7月 (%)	10・11月 (%)	1月 (%)
ガラス												
金属												
プラスチック												
紙												
生ごみ1												
生ごみ2												
木製品												
枝・葉・草												
布												
皮製品・ゴム												
陶磁器												
コンクリート・レンガ等												
砂・土砂・石												
複合製品												
たばこ												
分類不能ごみ												
合計												

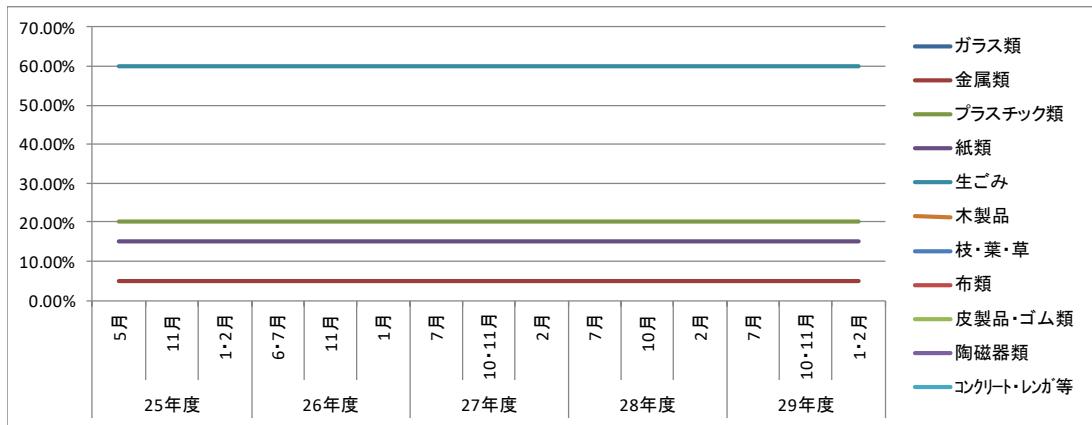


図 5 事業ごみ組成の年度比較まとめグラフィイメージ

(キ) 業種・項目ごとの重量、容積、比重及び重量割合の表

※項目は、生ごみ（大分類5及び6）、紙（大分類4）、プラスチック（大分類3）、ガラス（大分類1）、木（大分類7及び8）、金属（大分類2）及びその他（大分類9～16）とする。

※生ごみのうち調理くず、食べ残し、未使用品については、内訳を別表にする。

表 15 業種・項目ごとの重量等まとめ表

		生ごみ	紙	プラスチック	ガラス	木	金属	その他	計	うち調理くず	うち食べ残し	うち未開封品
飲食店	重量(kg) 容積(L) 比重(t/m ³) 重量比(%)											
ホテル・旅館	重量(kg) 容積(L) 比重(t/m ³) 重量比(%)											
事務所	重量(kg) 容積(L) 比重(t/m ³) 重量比(%)											
食品製造	重量(kg) 容積(L) 比重(t/m ³) 重量比(%)											
小売・卸売	重量(kg) 容積(L) 比重(t/m ³) 重量比(%)											
病院	重量(kg) 容積(L) 比重(t/m ³) 重量比(%)											
その他	重量(kg) 容積(L) 比重(t/m ³) 重量比(%)											

2 調査報告書のとりまとめ項目

(1) 調査概要

業務名、業務目的、業務実施場所、調査実施期間など

(2) 調査方法

調査対象となるごみ、調査対象地区又は業種、調査実施日、調査項目、調査工程など

(3) 調査結果（表及びグラフィイメージは、上記1と同じ。）

ア 家庭ごみ（白石区・西区）

上記1（3）ア（ア）の各調査回結果一式及び年間平均

上記1（3）ア（イ）の各調査回結果一式及び年間平均

上記1（3）ア（ウ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（エ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（オ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（カ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（キ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（ク）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（ケ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（コ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（サ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（シ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（ス）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（セ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（ソ）の各調査回結果一覧及び年間平均

上記1（3）ア（タ）の年間平均グラフ、各調査回結果一覧グラフ

※上記1（3）ア（タ）の「当該調査回」を「年間平均」と読み替える。

上記1（3）ア（チ）の各調査回結果一覧及び年間平均

上記1（3）ア（ツ）の年間平均グラフ、各調査回結果一覧グラフ

※上記1（3）ア（ツ）の「当該調査回」を「年間平均」と読み替える。

上記1（3）ア（テ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（ト）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（ナ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（ニ）の各調査回結果一式

上記1（3）ア（ヌ）の当年度調査までの結果

イ 事業ごみ

上記1（3）エ（ア）の各調査回結果一式及び年間平均

上記1（3）エ（イ）の各調査回結果一式

上記1（3）エ（ウ）の各調査回結果一式

上記1（3）エ（エ）の各調査回結果一式及び年間平均

上記1（3）エ（オ）の年間平均グラフ、各調査回結果一覧グラフ

※上記1（3）エ（オ）の「当該調査回」を「年間平均」と読み替える。

上記1（3）エ（カ）の当年度調査までの結果

上記1（3）エ（キ）の年間平均

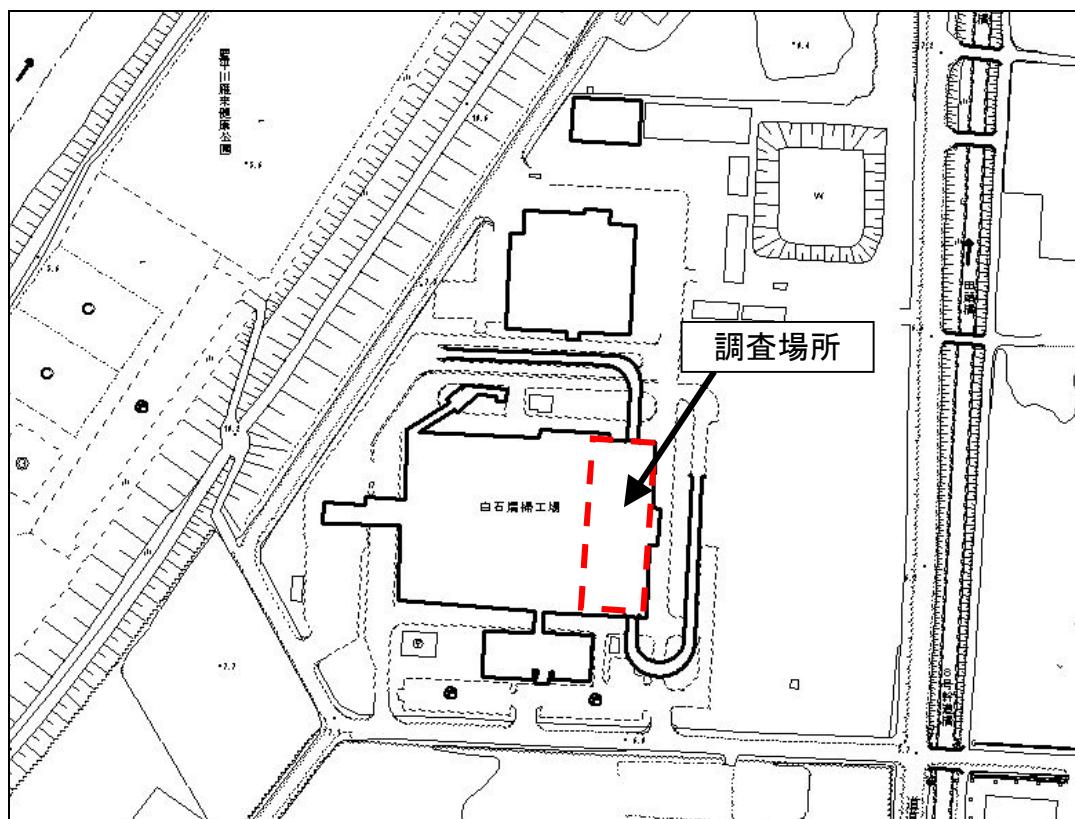
3 提出時期

調査終了後 1か月程度を目安とする。

4 その他

報告書の作成に当たっては、発注者と事前に協議を行い、報告方法等について発注者の指示に従うこと。様式については、事前に発注者の了解を得ること。

白石清掃工場 位置図



令和4年度 家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務 日程表（1回目）

<別紙3>

～搬入について～

家庭ごみは豊平公益予定

事業ごみは一般廃棄物収集運搬業許可業者予定

搬入時間は収集完了次第（概ね9:30～11:00頃）

～雑がみ調査～（★）

調査開始後1時間程度札紙協が調査

循環型社会推進課（資源化推進）立会（10時頃～）

（荷下・開袋は調査受託者）

～事業系調査～

家庭系より早く来る場合があるため、概ねの到着時間を事前確認

事業廃棄物課立会（多忙の場合ごないこあり）

～調査品の引取について～

調査品の引取は豊平公益予定

詳細な時間調整は調査受託者と引取業者が直接連絡

燃やせないごみは山本に回送(15:30までに出発)

びん・缶は中沼に回送(16:15までに出発)

週の最終日には不燃残渣を山本に回送(15:30までに出発)

※燃やせるごみ、容器プラ、雑がみ、ペットボトル、枝・葉・草は焼却処理

ライター、加熱式たばこ・電子たばこ、スプレー缶、乾電池は調査1回分保管しておいて別途処理

乾電池・ライター・加熱式たばこ・電子たばこは最終日に清掃工場に引渡

スプレー缶は最終日に計量所前のカゴへ(15:00～16:00・水曜不可)

～残渣搬入～

びん・缶・ペットボトルの搬入予定を資源化推進に伝えて、事前に連絡しておいてもらう。

	7月	日数	白石区④	西区①	事業系	調査品引取	立会
	11 (月)						
	12 (火)		※開始前日16:30～17:00資材搬入(ステージに車両乗入)				
	13 (水)	1	燃やせないごみ ()	びん・缶・ペット ()		山本 中沼 ()	
	14 (木)						
	15 (金)	2		枝・葉・草 ()	事業系2種 (小売、その他)	山本 ()	
	18 (月)						
1回目	19 (火)						
	20 (水)	3	雑がみ★ ()		事業系2種 (飲食店、ホテル)		
	21 (木)	4	燃やせるごみ ()	燃やせるごみ ()			
	22 (金)	5	容器プラ ()	雑がみ★ ()		山本 ()	
	25 (月)	6	燃やせるごみ ()	燃やせるごみ ()			
	26 (火)	7	びん・缶・ペット ()	容器プラ ()		中沼 ()	
	27 (水)	8	枝・葉・草 ()		事業系3種 (オフィス、病院、食品製造業)		
	28 (木)						
	29 (金)	9		燃やせないごみ ()		山本 ()	
			※↑最終日作業終了後に資材撤収(ステージに車両乗入)				

令和4年度 家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務 日程表（2回目）

～搬入について～

家庭ごみは豊平公益予定

事業ごみは一般廃棄物収集運搬業許可業者予定

搬入時間は収集完了次第（概ね9:30～11:00頃）

～雑がみ調査～（★）

調査開始後1時間程度札紙協が調査

循環型社会推進課（資源化推進）立会（10時頃～）

（荷下・開袋は調査受託者）

～事業系調査～

家庭系より早く来る場合があるため、概ねの到着時間を事前確認

事業廃棄物課立会（多忙の場合ごないこあり）

～調査品の引取について～

調査品の引取は豊平公益予定

詳細な時間調整は調査受託者と引取業者が直接連絡

燃やせないごみは山本に回送（15:30までに出発）

びん・缶は中沼に回送（16:15までに出発）

週の最終日には不燃残渣を山本に回送（15:30までに出発）

※燃やせるごみ、容器プラ、雑がみ、ペットボトル、枝・葉・草は焼却処理

ライター・加熱式たばこ・電子たばこ、スプレー缶、乾電池は調査1回分保管しておいて別途処理

乾電池・ライター・加熱式たばこ・電子たばこは最終日に清掃工場に引渡

スプレー缶は最終日に計量所前のカゴへ（15:00～16:00・水曜不可）

～残渣搬入～

びん・缶・ペットボトルの搬入予定を資源化推進に伝えて、事前に連絡しておいてもらう。

	10月	日数	白石区④	西区①	事業系	調査品引取	立会
	24 (月)						
	25 (火)		※開始前日16:30～17:00資材搬入(ステージに車両乗入)				
	26 (水)	1	雑がみ★ ()	ビン・缶・ペット ()		中沼 ()	
	27 (木)						
	28 (金)						
	31 (月)						
	1 (火)						
2回目	2 (水)	2	燃やせないごみ ()		事業系2種 (ホテル 食品製造業)	山本 ()	
	3 (木)						※祝日
	4 (金)	3		枝・葉・草 ()	事業系2種 (オフィス 飲食店)		事務
	7 (月)	4	燃やせるごみ ()	燃やせるごみ ()			
	8 (火)	5	ビン・缶・ペット ()	容器プラ ()		中沼 ()	
	9 (水)						
	10 (木)	6	燃やせるごみ ()	燃やせるごみ ()			
	11 (金)	7	容器プラ ()	雑がみ★ ()		山本 ()	資源化推進
	14 (月)						
	15 (火)						
	16 (水)	8	枝・葉・草 ()		事業系3種 (その他 小売 病院)		事務
	17 (木)						
	18 (金)	9		燃やせないごみ ()		山本 ()	木村

※↑最終日作業終了後に資材撤収(ステージに車両乗入)

令和4年度 家庭系・事業系一般廃棄物組成調査業務 日程表（3回目）

～搬入について～

家庭ごみは豊平公益予定

事業ごみは一般廃棄物収集運搬業許可業者予定

搬入時間は収集完了次第（概ね9:30～11:00頃）

～雑がみ調査～（★）

調査開始後1時間程度札紙協が調査

循環型社会推進課（資源化推進）立会（10時頃～）

（荷下・開袋は調査受託者）

～調査品の引取について～

調査品の引取は豊平公益予定

詳細な時間調整は調査受託者と引取業者が直接連絡

燃やせないごみは山本に回送（15:30までに出発）

びん・缶、乾電池は中沼に回送（16:15までに出発）

※燃やせるごみ、容器プラ、雑がみ、ペットボトル、枝・葉・草は焼却処理

ライター、加熱式たばこ・電子たばこ、スプレー缶、乾電池は調査1回分保管しておいて別途処理

ライター・加熱式たばこ・電子たばこは最終日に清掃工場に引渡

スプレー缶は最終日に計量所前のかごへ（15:00～16:00・水曜不可）

～事業系調査～

家庭系より早く来る場合があるため、概ねの到着時間を事前確認

事業廃棄物課立会（多忙の場合ごないこあり）

～残渣搬入～

びん・缶・ペットボトルの搬入予定を資源化推進に伝えて、事前に連絡しておいてもらう。

	1～2月	日数	白石区④	西区①	事業系	調査品引取	立会
	16 (月)						
	17 (火)						
	18 (水)		※開始前日16:30～17:00資材搬入(ステージに車両乗入)				
	19 (木)						
3回目	20 (金)	1		燃やせないごみ （　　）	事業系2種 (ホテル 病院)	山本 （　　）	
	23 (月)	2	燃やせるごみ （　　）	燃やせるごみ （　　）			
	24 (火)	3	ビン・缶・ペット （　　）	容器プラ （　　）		中沼 （　　）	
	25 (水)	4	雑がみ★ （　　）		事業系3種 (その他 飲食店 小売)		
	26 (木)	5	燃やせるごみ （　　）	燃やせるごみ （　　）			
	27 (金)	6	容器プラ （　　）	雑がみ★ （　　）			
	30 (月)						
	31 (火)	7			事業系2種 (オフィス 食品製造業)		
	1 (水)	8	燃やせないごみ （　　）	ビン・缶・ペット （　　）		中沼・山本 （　　）	
	2 (木)		※↑最終日作業終了後に資材撤収(ステージに車両乗入)				
	3 (金)						

<別紙4>

第1日目 R4.07.13(水)

燃やせないごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:00	98-30	1.89	0.16
2	共同住宅	10:00	98-30	55.27	16.43
3	高層住宅	10:00	98-30	52.70	10.85
計				109.86	27.44

びん・缶・ペットボトル(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	36-02	28.72	1.40
2	共同住宅	10:10	36-02	15.74	2.29
3	高層住宅	10:10	36-02	18.95	1.93
計				63.41	5.62

第2日目 R4.07.15(金)

枝葉草(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:20	98-30	66.11	66.11
2	共同住宅	9:20	98-30	3.23	3.23
3	高層住宅	9:20	98-30	12.24	12.24
計				81.58	81.58

第3日目 R4.07.20(水)

雑がみ(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:00	98-30	28.12	28.10
2	共同住宅	10:00	98-30	42.71	42.70
3	高層住宅	10:00	98-30	31.41	31.41
計				102.24	102.21

第4日目 R4.07.21(木)

燃やせるごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:35	98-30	144.93	143.94
2	共同住宅	9:35	98-30	64.84	64.65
3	高層住宅	9:35	98-30	79.09	78.52
計				288.86	287.11

燃やせるごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:20	36-02	158.51	157.73
2	共同住宅	10:20	36-02	104.45	100.70
3	高層住宅	10:20	36-02	101.13	100.38
計				364.09	358.81

第5日目 R4.07.22(金)

容器包装プラスチック(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	98-30	42.76	42.61
2	共同住宅	10:10	98-30	19.84	19.65
3	高層住宅	10:10	98-30	17.85	17.83
計				80.45	80.09

雑がみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:05	36-02	34.89	34.88
2	共同住宅	10:05	36-02	13.91	13.81
3	高層住宅	10:05	36-02	24.27	24.27
計				73.07	72.96

第6日目 R4.07.25(月)

燃やせるごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	98-30	198.66	195.36
2	共同住宅	10:10	98-30	84.97	84.74
3	高層住宅	10:10	98-30	82.00	81.11
計				365.63	361.21

燃やせるごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:25	36-02	214.58	211.53
2	共同住宅	10:25	36-02	92.24	88.33
3	高層住宅	10:25	36-02	97.61	96.58
計				404.43	396.44

第7日目 R4.07.26(火)

びん・缶・ペットボトル(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:45	98-30	37.99	14.45
2	共同住宅	10:45	98-30	17.30	7.66
3	高層住宅	10:45	98-30	23.08	8.90
計				78.37	31.01

容器包装プラスチック(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	36-02	35.40	35.40
2	共同住宅	10:10	36-02	25.70	25.70
3	高層住宅	10:10	36-02	15.71	15.64
計				76.81	76.74

第8日目 R4.07.27(水)

枝葉草(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	36-02	334.06	334.06
2	共同住宅	10:10	36-02	0.00	0.00
3	高層住宅	10:10	36-02	18.15	18.15
計				352.21	352.21

第9日目 R4.07.29(金)

燃やせないごみ(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	36-02	98.86	39.48
2	共同住宅	10:10	36-02	58.64	13.46
3	高層住宅	10:10	36-02	18.26	5.92
計				175.76	58.86

第1日目 R4.10.26(水)

雑がみ(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	98-30	44.90	44.90
3	共同住宅	10:10	98-30	10.77	10.66
3	高層住宅	10:10	98-30	27.74	27.74
計				83.41	83.30

びん・缶・ペットボトル(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:20	73-90	21.73	6.36
2	共同住宅	10:20	73-90	24.35	10.01
3	高層住宅	10:20	73-90	27.13	8.73
計				73.21	25.10

第2日目 R4.11.2(水)

燃やせないごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:40	98-30	97.71	13.55
2	共同住宅	9:40	98-30	4.34	0.33
3	高層住宅	9:40	98-30	71.15	7.63
計				173.20	21.51

第3日目 R4.11.4(金)

枝葉草(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:25	73-90	411.09	411.05
2	共同住宅	10:25	73-90	0.33	0.33
3	高層住宅	10:25	73-90	6.26	6.26
計				417.68	417.64

第4日目 R4.11.7(月)

燃やせるごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	98-30	200.17	187.42
2	共同住宅	10:10	98-30	71.43	70.14
3	高層住宅	10:10	98-30	87.97	87.78
計				359.57	345.34

燃やせるごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:05	73-90	146.36	145.44
3	共同住宅	10:05	73-90	109.12	102.92
3	高層住宅	10:05	73-90	89.66	88.25
計				345.14	336.61

第5日目 R4.11.8(火)

びん・缶・ペットボトル(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:40	98-30	45.79	16.07
2	共同住宅	9:40	98-30	13.73	4.60
3	高層住宅	9:40	98-30	20.50	5.67
計				80.02	26.34

容器包装プラスチック(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	73-90	41.88	41.88
2	共同住宅	10:10	73-90	16.81	16.81
3	高層住宅	10:10	73-90	19.70	19.64
計				78.39	78.33

第6日目 R4.11.10(木)

燃やせるごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:50	36-02	132.98	130.11
2	共同住宅	9:50	36-02	54.98	54.38
3	高層住宅	9:50	36-02	61.14	60.80
計				249.10	245.29

燃やせるごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:00	73-90	157.53	156.45
2	共同住宅	10:00	73-90	55.74	54.33
3	高層住宅	10:00	73-90	69.40	63.03
計				282.67	273.81

第7日目 R4.11.11(金)

容器包装プラスチック(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:05	36-02	29.24	28.99
2	共同住宅	10:05	36-02	15.50	15.49
3	高層住宅	10:05	36-02	20.29	20.28
計				65.03	64.76

雑がみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:55	73-90	38.00	38.00
2	共同住宅	9:55	73-90	28.05	28.05
3	高層住宅	9:55	73-90	29.11	29.11
計				95.16	95.16

第8日目 R4.11.16(水)

枝葉草(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:00	98-30	95.56	92.29
2	共同住宅				
3	高層住宅	10:00	98-30	16.32	16.32
計				111.88	108.61

第9日目 R4.11.18(金)

燃やせないごみ(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:15	79-30	75.75	31.73
2	共同住宅	10:15	79-30	16.55	3.84
3	高層住宅	10:15	79-30	37.32	12.30
計				129.62	47.87

第1日目 R5.1.20(金)
燃やせないごみ(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:30	73-90	24.66	1.83
2	共同住宅	10:30	73-90	17.41	1.89
3	高層住宅	10:30	73-90	11.37	1.00
計				53.44	4.72

第2日目 R5.1.23(月)
燃やせるごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:00	98-30	163.00	160.57
2	共同住宅	10:00	98-30	90.23	88.72
3	高層住宅	10:00	98-30	81.85	81.64
計				335.08	330.93

燃やせるごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:40	73-90	122.07	120.92
3	共同住宅	10:40	73-90	130.91	126.55
3	高層住宅	10:40	73-90	63.90	62.95
計				316.88	310.42

第3日目 R5.1.24(火)
びん・缶・ペットボトル(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:05	98-30	30.26	10.75
2	共同住宅	10:05	98-30	15.28	4.44
3	高層住宅	10:05	98-30	20.86	6.05
計				66.40	21.24

容器包装プラスチック(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	11:00	73-90	33.87	33.86
2	共同住宅	11:00	73-90	21.92	21.92
3	高層住宅	11:00	79-90	20.98	20.93
計				76.77	76.71

第4日目 R5.1.25(水)
雑がみ(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:40	98-30	57.46	57.45
3	共同住宅	9:40	98-30	21.16	21.14
3	高層住宅	9:40	98-30	26.95	26.95
計				105.57	105.54

第5日目 R5.1.26(木)
燃やせるごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:50	98-30	107.61	105.94
2	共同住宅	9:50	98-30	42.57	41.57
3	高層住宅	9:50	98-30	62.16	60.97
計				212.34	208.48

燃やせるごみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:50	73-90	116.12	113.95
2	共同住宅	10:50	73-90	75.82	72.45
3	高層住宅	10:50	73-90	44.38	43.49
計				236.32	229.89

第6日目 R5.1.27(金)
容器包装プラスチック(白石区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	9:50	98-30	18.23	18.15
2	共同住宅	9:50	98-30	27.72	27.72
3	高層住宅	9:50	98-30	31.86	31.73
計				77.81	77.60

雑がみ(西区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:30	73-90	31.23	31.23
2	共同住宅	10:30	73-90	14.22	14.05
3	高層住宅	10:30	73-90	26.56	26.56
計				72.01	71.84

第8日目 R5.2.1(水)

燃やせないごみ(白石区)

番号	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:10	98-30	37.26	6.05
2	共同住宅	10:10	98-30	20.22	4.70
3	高層住宅	10:10	98-30	32.70	2.08
計				90.18	12.83

びん・缶・ペットボトル(西区)

順番	地区	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	戸建住宅	10:30	73-90	35.37	9.23
2	共同住宅	10:30	73-90	26.37	12.93
3	高層住宅	10:30	73-90	20.96	5.26
計				82.70	27.42

第2日目 R4.07.15(金)

事業ごみ

番号	業種	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	小売・卸売業	10:40	8-88	123.44	121.17
2	その他	9:35	50-15	280.49	279.69
計				403.93	400.86

第3日目 R4.07.20(水)

事業ごみ

番号	業種	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	飲食店	9:20	66-13	191.05	188.33
2	ホテル・旅館	11:25	41-13	204.44	202.34
計				395.49	390.67

第8日目 R4.07.27(水)

事業ごみ

番号	業種	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	病院	10:30	66-73	339.14	337.50
2	事務所	10:10	40-47	130.27	128.40
3	食品製造業	11:00	34-43	846.21	830.99
計				1315.62	1296.89

第2日目 R4.11.2(水)

事業ごみ

番号	業種	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	ホテル・旅館	9:05	40-47	262.39	256.66
2	食品製造業	9:50	96-97	561.45	560.93
計				823.84	817.59

第3日目 R4.11.4(金)

事業ごみ

番号	業種	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	飲食店	10:10	8-88	205.50	204.11
2	事務所	9:05	50-15	223.77	221.24
計				429.27	425.35

第8日目 R4.11.16(水)

事業ごみ

番号	業種	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	小売・卸売業	9:40	66-13	229.72	205.26
2	病院	10:35	34-43	228.18	228.00
3	その他	9:30	66-73	118.76	117.14
計				576.66	550.40

第1日目 R5.1.20(金)

事業ごみ

番号	業種	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	ホテル・旅館	9:35	36-88	205.20	199.91
2	病院	9:40	50-15	395.24	393.98
計				600.44	593.89

第4日目 R5.1.25(水)

事業ごみ

番号	業種	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	飲食店	10:50	8-88	252.66	250.98
2	小売・卸売業	10:40	41-13	145.45	142.40
3	その他	9:30	40-47	192.56	190.72
計				590.67	584.10

第7日目 R5.1.31(火)

事業ごみ

番号	業種	搬入時刻	車両番号	総重量(kg)	ピット処分量(kg)
1	事務所	9:45	34-43	67.15	66.44
2	食品製造業	10:25	6-73	166.03	165.96
計				233.18	232.40

個人情報取扱安全管理基準

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。

また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。

- (1) 組織的安全管理措置
- (2) 人的安全管理措置
- (3) 物理的安全管理措置
- (4) 技術的安全管理措置

※ 上記(1)～(4)の具体的な内容については、個人情報保護委員会ホームページ（<https://www.ppc.go.jp>）に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4－3－1」の「安全管理措置（法第66条）」を御確認ください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。

3 従業者の指定、教育及び監督

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
- (2) 個人情報を取り扱う従業者を指定すること。
- (3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業者に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業者は、必ず1回以上研修等を受講している者としていること。
- (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

(1) 個人情報を取り扱う管理区域を明確にし、当該区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

【管理区域の例】

- ・ サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・ 個人情報を保管する区域
- ・ その他個人を取り扱う事務を実施する区域

(2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業者を定めること。

また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化及び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入退室の記録を保管していること。

(3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めの整備及びパスワード等の読み取り防止等を行うために必要な措置を講ずること。

(4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。

(5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

5 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。また、インターネット及び当該業務を実施する施設外に接続するインターネット等の他のネットワークに接続していないこと。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

(2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

- (3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。
- (4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。
- (5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。
- (6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業者を限定するとともにアクセスログ等から従業者の利用状況を記録し、契約期間終了後、1年以上保管していること。
- (7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。
- (8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザID、パスワード、磁気・ICカード又は生体情報等のいずれかにより識別し、認証していること。
- (9) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。
- (10) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成していること。また、削除したことについて証明書等により確認できる措置を講ずること。
- (11) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
- (12) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。

(3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用すること。また、暗号化、パスワードによる保護、追跡可能な移送手段等により、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮していること。

8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

9 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ、隨時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

10 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月の期間ごとの役務完了の書面提出時において、本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。

11 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）又はプライバシーマーク等の規格認証

ISMS（国際標準規格 ISO/IEC27001:2013、日本工業規格 JISQ27001:2014）、プライバシーマーク（日本工業規格 JISQ15001:2006）等の規格認証を受けていること。

個人情報取扱安全管理基準適合申出書

年　月　日

(申請者)

貴市の個人情報取扱安全管理基準について下記のとおり適合していることを申し出ます。

記

●個人情報取扱安全管理基準及び確認事項

※ 本申出書において各種資料のご提出をお願いしております。資料が提出できない場合は、実地の監査、調査等の際などに当該書類の内容を確認いたします。

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記載した書類をご提出ください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

3 従業者の指定、教育及び監督

- (1) 当該業務に従事する従業者を「従業者名簿」にてご提出ください。
- (2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。
- (3) 従業者を対象とした研修実施報告書等をご提出ください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の詳細についてご記入ください。□欄は管理区域に当該装置を設置している場合、■とチェックしてください。また、個人情報を黒塗りにした各管理区域の入退室記録を提出してください。

・管理区域の名称 _____

入退室の認証方法 _____

入退室記録の保存期間 _____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器 _____

・管理区域の名称 _____

入退室の認証方法 _____

入退室記録の保存期間 _____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器 _____

・管理区域の名称 _____

入退室の認証方法 _____

入退室記録の保存期間 _____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器 _____

・管理区域の名称 _____

入退室の認証方法

入退室記録の保存期間

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器

5 セキュリティ強化のための管理策

セキュリティ強化の詳細についてご記入ください。貴社のセキュリティが各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機のセキュリティについて

- 他のネットワークと接続していない。
 従業者にアクセス権限を設定している。

従業者の利用記録の保存期間 ()

- 記録機能を有する機器の接続制御を実施している。

接続制御の方法 ()

- 従業者の認証方法 ()

- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

※個人情報を黒塗りにした従業者の利用記録を提出してください。

(2) 文書、電子媒体の取扱いについて

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
 文書、電子媒体の持ち出しを記録している。

当該記録の保存期間 ()

- 文書、電子媒体等について施錠できる耐火金庫等に保管している。

※個人情報を黒塗りにした文書、電子媒体の持ち出し記録を提出してください。

(3) 業務にて作成した電子データの取扱いについて

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
 電子データの利用状況について記録している。
 作成した電子データの削除記録を作成している。

※個人情報を黒塗りにした電子データの利用状況の記録及び削除記録を提出してください。

6 事件・事故における報告連絡体制

個人情報取扱安全管理基準の「6 事件・事故における報告連絡体制」(1)から(3)までの内容を満たしていることが分かる書類を提出してください。上記1にて提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を搬送及び持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。
- 上記以外の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するための体制及び取組等をご記入ください。

9 定期監査の実施

貴社の内部監査及び外部監査の実施状況についてご記入ください。各監査の実施状況が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。また、各監査の実施状況が分かる書類をご提出ください。なお、外部監査は情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を受ける際の審査を外部監査として取り扱っても問題ございません。その場合は、各種申請の認証通知を監査の実施状況の書類といたします。

- 内部監査を実施している。
- 外部監査を実施している。

10 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証についてご記入ください。

また、認証を受けたことが分かる書類をご提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証（ISMS・プライバシーマーク等）

名称_____

認証年月日_____ 最終更新年月日_____

名称_____

認証年月日_____ 最終更新年月日_____

名称_____

認証年月日_____ 最終更新年月日_____

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

- 件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。